

## 船橋市国民健康保険出産育児一時金直接払実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市国民健康保険条例施行規則（昭和47年船橋市規則第22号）第16条第3項の規定により、保険医療機関等が出産育児一時金を申請する場合に係る出産育児一時金の支給等事務に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 出産育児一時金直接払制度とは、出産育児一時金の受給権を有する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）と保険医療機関等との間に出産育児一時金の支給申請及びその全部及び一部の受取に係る代理契約を締結した場合において、当該保険医療機関等が出産育児一時金の額を限度とし、市が契約を締結した支払機関（千葉県国民健康保険団体連合会をいう。以下「支払機関」という。）に出産育児一時金代理申請・受取請求書（以下「専用請求書」という。）を提出することにより、世帯主に係る出産育児一時金の支給申請並びにその全部及び一部の受取を直接保険者で行うことをいう。

### (代理契約)

第3条 出産育児一時金直接払制度により、出産育児一時金の支給を受けようとする世帯主は、出産した被保険者が保険医療機関等を退院するまでの間に出産育児一時金の支給申請並びにその全部及び一部の受取を代理する旨の合意文書を保険医療機関と交わすこととし、当該合意文書は二通作成し、各自一通ずつ保有するものとする。

### (代理申請等)

第4条 前条に規定する合意文書を交わした保険医療機関等は、支払機関に専用請求書を提出することにより、当該合意文書を交わした世帯主に係る出産育児一時金の代理申請をしたものとみなす。この場合において、世帯主が当該出産育児一時金の支給申請をした日とは、保険医療機関等が支払機関に専用請求書を提出した日とする。

### (支給決定等)

第5条 市長は、支払機関からの支給申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、支給決定をしなければならない。

2 前項に規定する支給決定をした場合の出産育児一時金の額は、世帯主に支払うべき差額の有無にかかわらず、船橋市国民健康保険条例（昭和47年船橋市条例第16号）第6条に規定する出産育児一時金の額とする。

3 市長は、第1項に規定する支給決定をしたときは、その旨を世帯主に通知するものとする。

(支給決定通知書の送付)

第6条 前条第3項の規定による通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 保険医療機関等に対し支払った額
- (2) 世帯主に支給すべき差額がある場合で、当該差額を世帯主に支給し、又は既に支給した場合においては、当該差額及び支給年月日
- (3) 世帯主に支給すべき差額の支給申出を当該世帯主から求められていない場合においては、当該差額及び世帯主による当該差額の支給申出が必要である旨

(差額支給の申出等)

第7条 保険医療機関等が支給申請した受取の額（以下「代理受取額」という。）が第5条第2項に規定する出産育児一時金の額に満たない場合で、その差額について世帯主が支給を受けようとするときは、出産育児一時金差額支給申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申し出なければならない。

- (1) 被保険者証
- (2) 保険医療機関等から交付された出産育児一時金直接払制度による代理受取額及び産科医療補償制度への加入の有無が記載された領収書及び明細書
- (3) 母子健康手帳又は出生を証する書類

2 世帯主が前項に規定する差額の申出をしようとするときは、支払機関からの専用請求書の到達前であっても、前項に規定する書類を添えることにより申出を受けることができるものとする。

3 市長は、第1項の規定による申出を受け、申出に係る差額を支給するときは、口頭又は文書により、当該申出をした者にその旨を通知するものとする。

(取消し)

第8条 世帯主が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項に規定する支給決定を取り消し、口頭又は文書により、その旨を当該世帯主及び必要があると認めるときは保険医療機関等に通知するものとする。

- (1) 出産した被保険者が、出産前に被保険者の資格を喪失したとき。
- (2) 同一の出産につき出産育児一時金の二重給付があったとき。
- (3) 出産育児一時金の支給要件に該当しないこととなったとき。

(出産育児一時金の返還)

第9条 市長は、出産育児一時金について前条の規定による取消しがあった場合であって、既に保険医療機関等又は世帯主に支払いがされているときは、当該保険医療機関等又は世帯主に対し、当該出産育児一時金の返還を求めるものとする。

(適用除外)

第10条 この要綱は、次に掲げる者には適用しない。

- (1) 出産した被保険者が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条に規定する助産施設において助産の実施を受けたとき。
- (2) 世帯主が、船橋市国民健康保険出産費資金貸付規則（平成13年船橋市規則第33号）の規定に基づき出産に要する費用を支払うための資金の貸付けを受けているとき。

(整理保管)

第11条 この要綱による申請があった場合は、当該申請に係る関係書類を整理保管するものとし、保管期限は2年間とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

(船橋市国民健康保険出産育児一時金受取代理払実施要綱の廃止)

2 船橋市国民健康保険出産育児一時金受取代理払実施要綱(平成19年船橋市要綱)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に前項の規定による廃止前の船橋市国民健康保険出産育児一時金受取代理払実施要綱第3条の規定による申請をしている者については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行後に第4条の規定による代理申請（前項の申請に係るものに限る。）をした者については、前項の申請を取り下げたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式

出産育児一時金差額支給申請書							
	¥						
被保険者証番号	第 号						
出産者の氏名及び生年月日	年 月 日			世帯主との続柄			
出産年月日	年 月 日			出産の区分	死産	週間	
上記のとおり申請します。 年 月 日 世帯主 住所 氏名 ⑩ 船橋市長 あて							
上記の金額を領収しました。 年 月 日 氏名 ⑩ 船橋市長 あて							
振込先	銀行	支店	口座種別	口座番号	ふりがな		
			普・当		名義人		
証明(確認)欄							
上記のとおり出産の事実を証明します。 年 月 日 医師又は助産師 住所 氏名 ⑩				確認の種別	確認年月日	年 月 日	確認者印
					1 戸籍簿		
					2 住民登録簿		
					3 出生届		
					4 母子手帳		
					5 その他( )		